

最後に

保険期間は1年ですが、卒業年次に合わせて毎年自動で更新致します。  
※更新が不要な場合は、その旨を代理店にご連絡下さい。

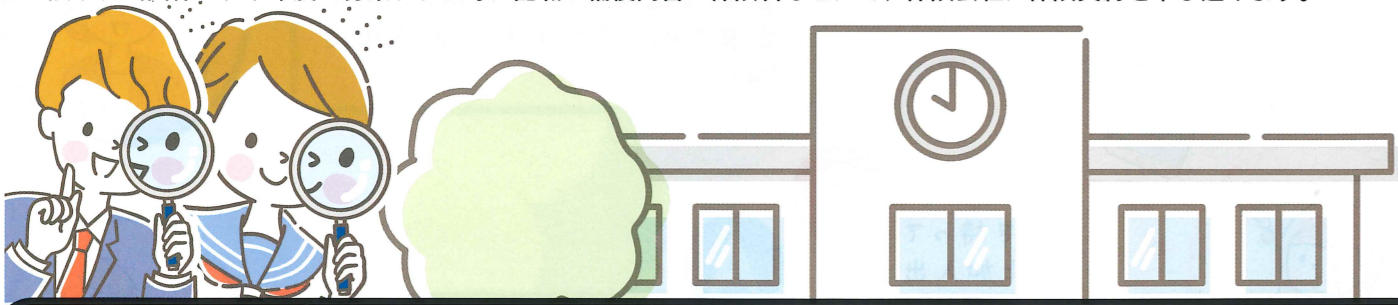


ご参考

卒業予定年次一覧 令和7年度(2025年度)

令和6年 4月時点	小学1年生	小学2年生	小学3年生	
卒業年次	令和16年 (2034年)	令和15年 (2033年)	令和14年 (2032年)	
	小学4年生	小学5年生	小学6年生	
	令和13年 (2031年)	令和12年 (2030年)	令和11年 (2029年)	
	中学1年生	中学2年生	中学3年生	
	令和10年 (2028年)	令和9年 (2027年)	令和8年 (2026年)	

<ご注意>現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集チラシ等に記載の補償内容・保険料などにて、保険会社に保険契約を申し込みます。



お問い合わせ先	代理店	東京海上日動パートナーズ九州 大分支店 大分支社 住所：〒870-0839 大分県大分市金池南1丁目5番1 コレジオ大分2階 <b>TEL:0120-800-577</b> (受付時間：平日9:00~17:00)
	保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 大分支社 住所：〒870-8562 大分県大分市荷揚町3-6 大分東京海上日動ビル5階 <b>TEL:097-536-2120</b> (受付時間：平日9:00~17:00)
事故時の連絡先	代理店	東京海上日動パートナーズ九州 大分支店 大分支社 住所：〒870-0839 大分県大分市金池南1丁目5番1 コレジオ大分2階 <b>TEL:0120-800-577</b> (受付時間：平日9:00~17:00)
	保険会社	事故受付センター (東京海上日動安心110番) <b>TEL:0120-720-110</b> (受付時間24時間365日)

このチラシは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は代理店までお問い合わせください。

東京海上日動火災保険株式会社

<2025年4月1日以降始期契約用>  
令和6年11月作成 24T-001158

# 大分県PTA連合会会員の皆様へ

この保険は、大分県PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。  
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として大分県PTA連合会が有します。

## 大分県PTA連合会 学生・こども総合保険

(団体総合生活保険)のご案内

**特徴①** 約36%割引!

**特徴②** 自転車条例にも対応!

**特徴③** 子どものいじめ被害の相談費用  
※プラン001・003のみ

**特徴④** 熱中症、天災危険(傷害)も補償  
※プラン001・002のみ

**お子さまのおケガを保険期間中24時間補償**

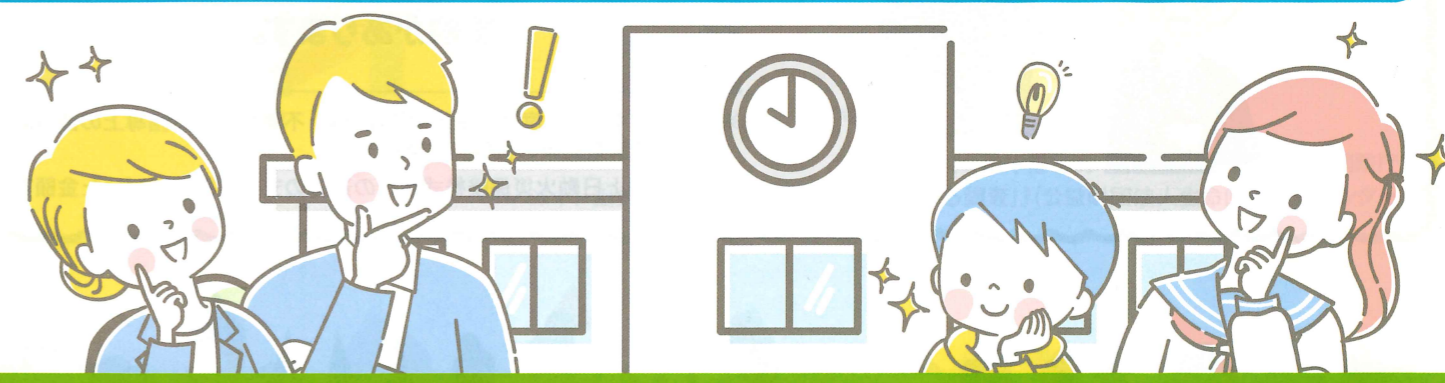
**募集期間** 一次募集：令和7年1月17日から令和7年3月31日まで  
二次募集：令和7年4月1日から令和8年2月28日まで  
加入手続日の翌月1日午後4時補償開始

**保険期間** 令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時まで1年間  
※卒業年次に合わせて毎年自動で更新致します。詳しくは裏表紙をご覧ください。  
※更新が不要な場合は、その旨を代理店にご連絡下さい。

**保険料払込方法** □座振替 (Web口座登録手続き※一部ご利用いただけない金融機関があります。)

**加入方法** 5ページに記載のQRコードからWebでのお手続きをお願いします。  
※Web上で閲覧可能な「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認の上でお申し込み下さい。

**保険の対象となる方(被保険者)** 大分県PTA連合会加盟の小・中学校、新生支援学校小中学部・大分支援学校小中学部の児童・生徒(入学手続きを終えた方を含みます)です。ただし、私立中学校および豊府中学校に進学される方は加入できません。



# こんな時に役立ちます! 保険金のお支払い例

保護者の皆様へ  
お子さまをおそう身近なトラブルに備えませんか?  
→詳細な補償内容は次のページをご覧ください。

お子さまが他人に危害を加えたり物を壊して賠償問題になることがあります。

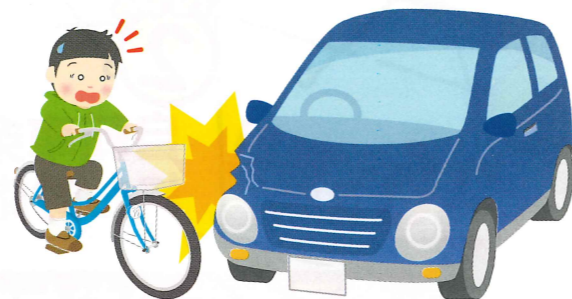
**9,500万円** ※1



小学5年生の児童が62歳の女性と自転車事故を起こし、母親に対して約9,500万円の賠償を命じられた事例があります。

※1 出典:『日本損害保険協会Webサイト 自転車での加害事故例』(一般社団法人日本損害保険協会)  
※2 東京海上日動火災保険株式会社の過去の支払実績に基づいた事故例の金額です。

**50万円** ※2



学生が自転車で帰宅している際、駐車場に止めてあった車を擦ってしまい50万円を超える賠償が発生した事例があります。

暴力や悪口等のいじめにより、身体的・精神的な苦痛を受けることがあります。

**約40件** ※6



小中高のいじめは、平均で生徒1,000人あたり約40件、小学校では児童1,000人あたり約70件起きています。

学校でいじめ被害にあい、  
弁護士の力を借りるために  
**10万円以上の費用**がかかった事例があります。

※6 出典:『令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要』(文部科学省)  
※7 東京海上日動火災保険株式会社の過去の支払実績に基づいた金額です。

お子さまが登下校時等に事故にあっ  
てケガをすることがあります。

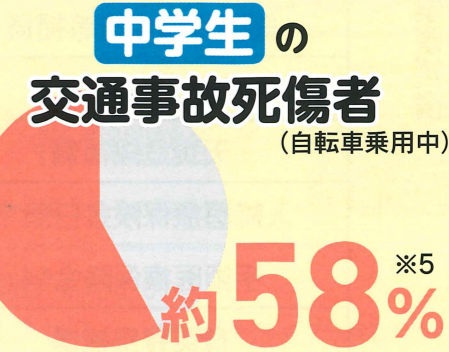
**25万円** ※3



学生が公園で遊んでいるときに転倒して右足を骨折し、入院・手術・通院で25万円以上の費用がかかった事例があります。

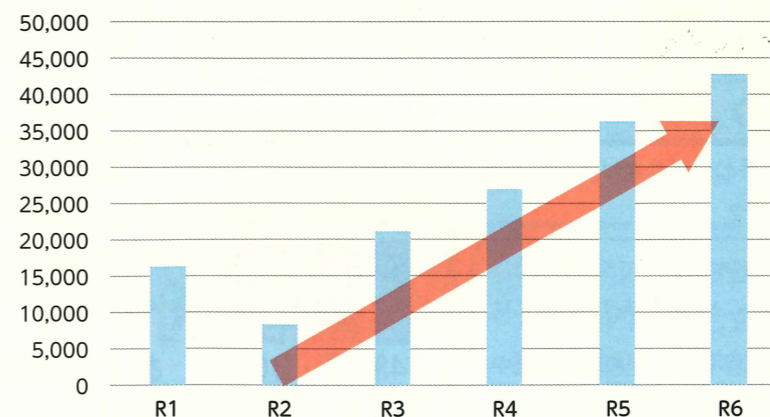


※3 東京海上日動火災保険株式会社の過去の支払実績に基づいた事故例の金額です。  
※4 出典:『令和2年交通安全白書 未就学児童及び高齢運転者の交通安全緊急対策について』(内閣府)  
※5 出典:『平成30年交通安全白書 児童・生徒の交通事故防止対策について』(内閣府)



熱中症による救急搬送数が増加しています。

令和1年~令和6年7月単月における熱中症による救急搬送人数(日本国内) ※8



近年、下記の猛暑日の増加と共に、熱中症による救急搬送人数が全国で増加しています。屋内でも熱中症となるケースもございますので、注意が必要です。

※8 出典:『熱中症状況・救急搬送状況』(総務省消防庁)  
※11 出典:『令和元年度「生活保障に関する調査」』(公益財団法人生命保険文化センター)

# 補償概要と保険料

保険期間：1年間 団体割引：20% 職種級別\*1：A  
損害率による割引20%

おすすめ

		充実プラン		自転車プラン	
		001	002	003	004
保険料(年払い) (参考…1日に換算すると)		¥9,310 (約26円/1日)	¥7,740 (約21円/1日)	¥2,810 (約8円/1日)	¥1,240 (約3円/1日)
傷害補償	死亡・後遺障害保険金	85万円	85万円	50万円	50万円
	入院保険金日額*2	2,500円	2,500円	—	—
	通院保険金日額	1,500円	1,500円	—	—
	特定感染症	○	○	—	—
	細菌性食中毒等補償	○	○	○	○
	熱中症危険補償	○	○	—	—
	天災危険補償	○	○	—	—
	入院医療保険金日額*3	1,200円	1,200円	—	—
	手術医療保険金*4	最大12,000円	最大12,000円	—	—
	育英費用補償	200万円	200万円	—	—
賠償責任保険金(本人・家族)		国内:無制限 国外:1億円 (記録情報限度額:500万円)			
弁護士特約 (被害事故・いじめ・SNS・人格権侵害)		300万円	—	300万円	—
携行品損害補償 (自己負担額:5,000円)		10万円	10万円	—	—
サービス	メディカルアシスト	○	○	○	○
	デイリーサポート	○	○	○	○
	いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル	○	—	○	—

※上記とは別に、集金事務費・制度維持費として250円の引き落としがかかります。口座からの保険料振替日は5ページをご覧ください。  
※天災危険補償特約に、損害率による割引は適用していません。

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

- \*1 お子様が続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくは《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- \*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。
- \*3 保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)が満6歳以上である場合に加入できます。
- \*4 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。また、時期を同じくして\*5 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
- \*5 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

無料で受けられる  
医療相談付き!

24時間・365日、お子さまの  
病気やケガの相談窓口



詳しくは  
動画で!

# ご加入方法のご案内

手続締切日(一次募集) 令和7年3月31日(日)

現在、既にご加入されている場合はお手続き不要です。

設定頂いた卒業年次まで自動継続となります。(詳細はP12をご覧ください。)  
自動継続のご加入内容については、5月下旬に郵送される加入者証にてご確認ください。加入者証は5月より順次ご契約住所にお送り致します。※加入者証が未着であっても、補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。

新規ご加入の方はこちら

お申し込みから保険料お支払いまで  
スマホでかんたん・一括手続き!



一次募集

募集期間 令和7年1月17日～令和8年3月31日

保険期間 令和7年4月1日～令和8年4月1日

保険料の振替日 令和7年6月27日\* ※金融機関の休業日である場合はその翌営業日

4月1日  
補償開始



ご加入までの流れ

- ①本パンフレットよりご希望のプランをお選びください。
- ②保険料をご確認の上、上記QRコードにアクセスし、お手続きください。
- ③ご加入お手続き画面から続けて「Web口座登録手続き」を行ってください。

※QRコード先の重要事項説明書には「主な保険金をお支払いしない(免責)事由」「告知・通知義務」等が記載されておりお読みいただくことが重要ですので、加入申込を行う際には、重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)を必ずご確認ください、同意の上お申し込みください。

4月1日以降にご加入手続きを希望される方へ

- ・手続方法は上記と同様ですが、QRコードの入りが異なります。
  - ・「二次募集(中途加入)」は下記QRコードにアクセスし、お手続きください。
- ※中途加入時の保険料はP.4の保険料と異なります。必ずQRコード先の保険料をご確認ください。

二次募集  
(中途加入)

募集期間 令和7年4月1日～令和8年2月28日

保険期間 お手続き日の翌月1日～令和8年4月1日

(※4月1日以降お手続きの方は、お手続き日の翌月1日が補償開始となります)

保険料の振替日 補償開始日の翌々月27日\*

※金融機関の休業日である場合はその翌営業日

4/1～中途加入手続き



募集要項

- ◆保険料 ……各プランの保険料をご覧ください。(P.4)
- ◆被保険者 ……大分県PTA連合会加盟の小・中学校、新生支援学校小中学部・大分支援学校小中学部に在籍する学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)
- ◆扶養者の指定 ……扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

# 補償の詳細

プラン001・002

## こども傷害補償



例えば…

- 体育の授業中、バスケットボールをしていてケガをした。
- 通学中に交通事故にあい、骨折、入院した。

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に次の保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害	ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。
通院	ケガで通院*1した場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
特定感染症危険補償特約	特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。*2 *1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。 *2 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により発病した特定感染症はお支払いの対象外となります。
熱中症危険補償特約	熱中症になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
天災危険補償特約（傷害用）	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

病気に対する補償もご用意しています。

入院・手術医療保険金支払特約	病気で2日以上入院*1したり手術*2や放射線治療*3を受けた場合に保険金をお支払いします。 *1 1回の入院について60日を限度とします。 *2 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。 *4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
----------------	--

扶養者に万一のことがあった場合の補償。

育英費用補償特約	扶養者のケガに伴う死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に保険金（一時金）をお支払いします。（※あらかじめ扶養者を指定していただきます。）
----------	---

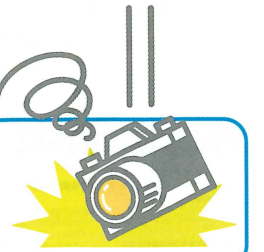
保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。  
※ご加入お手続き画面にてご確認ください。

プラン001・002

## 携行品

例えば…

- 修学旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
- 外出中、持ち出していたゲーム機が盗まれた。



国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。  
※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません）、商品・製品や設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。

プラン001・002・003・004

## 個人賠償責任

例えば…

- 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、怪我をさせた。
- 友達から借りたゲーム機を壊してしまった。
- デパートに陳列されている商品を誤って落としてしまった。



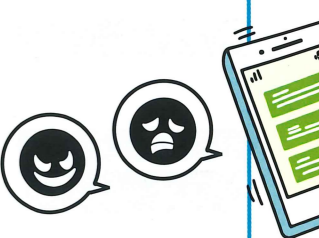
国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。  
\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

プラン001・003

## 弁護士費用等（人格権侵害等）

例えば…

- 自転車に轢かれ大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- 電車内で痴漢\*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- 子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。



国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

- \*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- \*2 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
- \*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

！ 弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入の場合は、個人賠償責任にもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。  
※ご加入お手続き画面にてご確認ください。

# ご加入までの流れ

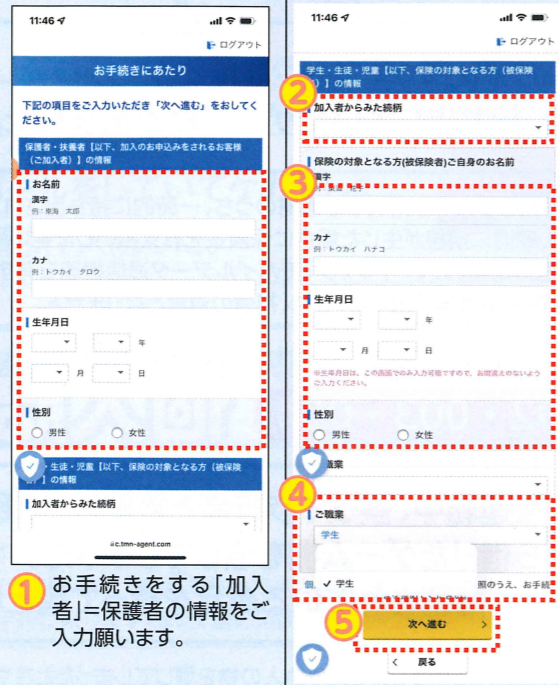
P5に表示されているQRコードにアクセスし、下記の要領でご加入下さい。

## 1 トップ画面



1 「次へ進む」をクリック

## 2 保護者・お子様の情報の入力



1 お手続きをする「加入者」=保護者の情報をご入力願います。

2 「加入者からみた続柄」(例)  
 ①で入力した「加入者」が父母の場合 → 「子」を選択  
 ①で入力した「加入者」が祖父母の場合 → 「同居の孫」を選択

3 保険の対象となるお子さまの情報をご入力願います。

4 ご職業は「学生」を選択して下さい。

5 「次へ進む」をクリック

## 4 加入者(保護者)情報の入力



1 はじめに入力した内容が表示されています。

2 住所とメールアドレスをご入力願います。 ※入力必須項目です。



3 検索ボタンを押して、お子さまの学校を検索し、入力確定して下さい。

4 漢字・カナカナで検索が可能です。

5 検索結果が表示されますので、お子さまの学校をチェックして下さい。

6 お子さまの卒業予定年をご入力願います。 ※パンフレット裏表紙の卒業予定年次一覧をご参考して下さい。

## 3 補償の選択



1 「加入を検討する」をクリック

2 「学生」が選択されている事を確認し、「次へ進む」をクリック

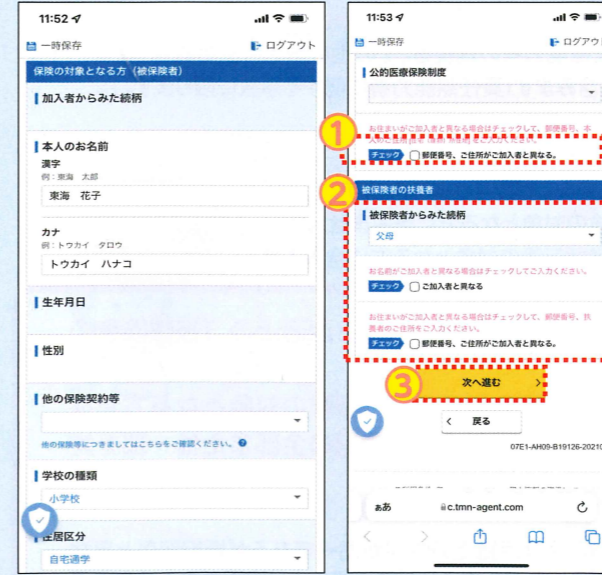
3 ご希望の補償プランを選択し、「口数→1」を選択「選択する」をクリック

4 選択したプランが左に表示された事をご確認下さい。

5 「確定する」をクリック

6 選択したプランが中央に表示された事を確認し、最下部の「補償を確定し次へ進む」をクリック

## 5 被保険者(お子さま)情報の入力



1 お子さまの扶養者と、お手続きをされる加入者が同じ場合はチェックを外して下さい。(その後の郵便番号・住所入力は不要です。) お子さまの扶養者と、お手続きをされる加入者が異なる場合はチェックを入れて下さい。

2 被保険者(お子さま)から見た続柄(例)  
 ・お子さまの扶養者が父母の場合 → 「父母」を選択  
 ・お子さまの扶養者が祖父母の場合 → 「祖父母」を選択

## 6 ご加入内容の確認



1 お手続き内容をご確認いただき、間違いが無ければ「内容を確定する」をクリック

2 「重要事項説明書を表示する」をクリックし、重要事項説明書を必ずお読み下さい。

3 重要事項説明書をご確認の上、ご確認ご同意の上でご加入される場合は「加入する」をクリック

操作がうまくいかない、スマホやパソコンからの手続きが難しい場合は、裏表紙に記載の代理店連絡先までご相談下さい。

# 補償の条件など



「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」 としてご加入いただける方

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1」 としてご加入できる方は、大分県PTA連合会加盟の小・中学校、新生支援学校小中学部・大分支援学校小中学部に在籍する学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)\*2 かつ保険期間の終了時点で満23歳未満の方となります。

## 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

	こども傷害補償、携行品 (本人型)	個人賠償責任、 弁護士費用等 (人格権侵害等) (家族型)
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	-	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の 配偶者の同居のご親族	-	○*3
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の 配偶者の別居の未婚のお子様	-	○*4

\*保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  
\*個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人\*1に関する事故に限ります。)  
また、ご本人\*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

\*1ご加入お手続き画面上に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。  
\*2 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を終了している方または留学生に限ります。  
\*3 弁護士費用等(人格権侵害等)については、ご本人\*1の親権者の同居のご親族は保険の対象となる方に含まれません。  
\*4 弁護士費用等(人格権侵害等)については、ご本人\*1の親権者の別居の未婚のお子様は保険の対象となる方に含まれません。

**!** 育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前をご加入お手続き画面上の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1) 配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。)。①婚姻意思\*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (2) 親族 :6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3) 未婚 :これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

お手続きいただいた加入者には、加入者票が発送されます。

# よくある質問



毎年手続きは必要なの?

Q

いいえ、手続き時にご入力頂いた「卒業年次」までは毎年自動更新します。  
(※詳細はP12)

A

保険料はいつ引き落とされるの?

Q

4月に保険スタートされる方は6月27日頃に中途加入の方は「保険開始月+2か月後」の27日頃に登録された口座に引き落としがかかります。  
(詳細はP5)

A

パンフレットやネットに記載されている保険料と、引き落としの保険料が違う。

Q

記載の保険料とは別に、集金事務費・制度維持費として別途250円が合算されております。(※詳細はP4)

A

スマホを持っていないと加入出来ないの?

Q

パソコンでも加入手続きは可能です。

A

4月からしか加入出来ないの?

Q

いつでも加入を受け付けております(※保険のスタートは翌月1日)

A